

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年7月7日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

- 1 請求人は、平成28年1月12日から同年2月8日までの海外旅行には行っているが、それ以前の海外渡航歴は請求人によるものではない。
- 2 すなわち、それ以外の間は、本件パスポートが、一時、行方不明になっていたのでわからない。請求人は、整理が不得手なことから、不明になっていたと思っていたが、平成27年の年末頃、自宅のポストに何者かによって届けられた。請求人としては、誰かが拾って、届けてくれたと受け止めていた。本件パスポートの無断使用については知らなかった。
- 3 1の旅行の際、渡航先で（転落で）ケガをしたときにパスポー

トを紛失したため、当該旅行の出入国日については、処分庁の調査で初めて知った。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 2月17日	諮問
平成29年 4月21日	審議（第8回第2部会）
平成29年 5月23日	審議（第9回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を規定し、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分で補う程度において行うものとするを定めている。

そして、法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、保

護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定している。

上記「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解される（小山進次郎著「改定増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）」649頁。東京高等裁判所平成25年4月22日判決（訟務月報60巻2号381頁））。

(2) 法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「保護課長通知1」という。）第10-19によれば、被保護者が海外に渡航した場合の生活保護の取扱いについて、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となり、その収入認定は、その交通費及び宿泊費に充てられる額について行うこととされる。

(3) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課「生活保護運用事例集2013（平成27年度修正版）」（以下「運用事例集」という。）問8-36「海外渡航者の海外滞在期間中の保護の取扱い」によれば、「以下の目的で、概ね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その使途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないため、渡航費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。

- ・親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
- ・修学旅行
- ・公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加（選抜又は招待された場合に限る。）
- ・福祉的就労をしている者の職場旅行

・その他、社会通念上やむを得ないと実施機関が判断した場合」

とされ（問８－３６・２・(1)）、また、「上記以外の目的で海外渡航をした場合（例：観光旅行、職場の親善旅行、治療目的の海外渡航等）には、その使途が生活保護の趣旨目的に反することとなるため、渡航費用の範囲内で収入認定を行う。収入認定額は、当該渡航費用（宿泊費及び交通費）が世帯の最低生活費（医療扶助・介護扶助を除く）の概ね３ヶ月分を超えているか否かを一つの目安として判断する。つまり、渡航費用が著しく高額であり、社会通念上認め難いと考えられる場合はその全額を、そうでない場合は当該渡航期間中（出国日の翌日から帰国日の前日）の生活扶助相当額（基準生活費及び加算）についてのみ認定を行う。なお、この場合の取扱いは保護費のやりくりによる預貯金等で渡航費用を賄う場合に限られる。他からの援助等で渡航費用を賄う場合には次官通知第８－３－(3)－エに該当しないものとして、援助等の全額を収入認定する。」（問８－３６・２・(2)）とされている。

- (4) 法の処理基準である「被保護者が海外に渡航した場合の取扱いについて」（平成２０年４月１日社援保発第０４０１００６号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「保護課長通知２」という。）２・(2)・ウによれば、渡航費用に係る領収書等の挙証資料により難しい場合は、「旅行会社等から見積もりを徴収するなどの方法で渡航費用を確定すること」とされ、「旅行会社等から見積もりを徴収するなどの方法によっても、渡航費用の確定が困難な場合については、当該都道府県又は市町村における「海外出張の際に適用される旅費及び日当の基準（旅費等に関する規則等）」に基づき算出された額を渡航費用とする。」とされている。

2 本件処分について

(1) 本件各海外渡航について

ア 請求人は、本件各海外渡航のうち平成28年1月11日から同年2月8日までの渡航分（以下「平成28年渡航分」という。）を除く渡航分は、請求人のものではないと主張しているが、東京入国管理局長からの回答によれば、本件各海外渡航はいずれも請求人名義のパスポート（本件パスポート）によるものであるとされていることから、その全ての渡航が請求人によるものであることは明らかである。そして、これらは、いずれも処分庁から法による保護を受けている期間（保護停止期間を含む）のものであることが認められる（別紙1）。

イ そして、請求人は、担当者からの照会に対して、本件各海外渡航のうち、平成28年渡航分以外については請求人のものと認めていない上、処分庁に対して事前及び事後の届出を全くしておらず、また、各渡航の目的を明かしていないことなどから、本件各海外渡航の目的は、いずれも運用事例集問8-36における「以下（親族の冠婚葬祭等）の目的で概ね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、・・・渡航費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない」（問8-36・2・(1)）としている場合の要件である「親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参」等に該当するものと認めることはできない。

ウ また、保護課長通知2によれば、渡航費用に係る領収書等の挙証資料により難しい場合は、「旅行会社等から見積もりを徴収するなどの方法で渡航費用を確定すること」（2・(1)・ウ）等とされているところ、処分庁は、ケース診断会議を開催して、本件各海外渡航の取扱いについて検討したが、請求人が本件各海外渡航費用に係る領収書等を提出しなかったこ

とから、保護課長通知1及び保護課長通知2に基づく本件各海外渡航期間中（各出国日及び各帰国日を除く）の渡航費（交通費及び宿泊費）のうち各交通費についての算定をせずに、各宿泊費についてのみ算定して収入認定することとし、本件各海外渡航期間中の各宿泊費を各渡航費用の総額とみなした上で、これらについて各当該期間に対応する各支給済の生活扶助相当額（基準生活費及び加算）と比較し、各同額が各当該期間中に請求人に支給された各保護費（基準生活費及び加算）の額をいずれも下回っていると認められるとして（別紙2）、各該当額の累計額（1,557,330円）に相当する過払いとなった支給済保護費について、法63条の規定に基づき返還を求めることを決定し、請求人に通知したものと認められる。

以上からすると、本件処分は、これを取り消すべきものであるとは認められない。

- (2) 請求人は、本件パスポートが行方不明になっていたことから、本件パスポートが何者かに使われたと考えられるとして、平成28年渡航分以外の本件各海外渡航は自分によるものではないなどと主張するが、主張内容がおよそ不自然であって措信し難いことから、請求人の主張に理由がないことは上記(1)・アのとおりであって、本件処分の取消理由として認めることはできない。
- (3) ところで、処分庁は、本件処分における返還決定額の算定に当たり、本件各海外渡航における各渡航費（交通費及び宿泊費）のうちの交通費に係る収入認定を行っておらず、また、各渡航費の算定に際しては挙証資料がないことから〇〇区の旅費等に関する規則等に基づき算定し、収入認定すべきところ、これらによらずに、宿泊費に相当するものについてのみ本件各海

外渡航の日数に対応した支給済保護費（基準生活費及び加算）の日割り額に基づきそれぞれ算定していることが認められ、これらの取扱いは、いずれも保護課長通知1及び保護課長通知2の定めによるものとは認められないが、本件記録にあらわれた全ての事情に鑑みると、処分庁に裁量権の逸脱があるとまでは認めることはできない。

- 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2（略）